

中小企業政策審議会 第23回 経営安定部会 議事録

○大槻経営安定対策室長

定刻となりましたので、ただ今から中小企業政策審議会第23回経営安定部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところご参集いただき、誠にありがとうございます。

本日の経営安定部会の事務局を担当しております中小企業庁事業環境部経営安定対策室長の大槻と申します。よろしくお願い致します。

まず始めに、中小企業政策審議会・経営安定部会の委員及び臨時委員につきましては、中小企業政策審議会令第6条第2項の規定に基づき、委員2名と臨時委員5名の方にご就任いただいております。

本日は、委員及び臨時委員7名のうち、5名のご出席をいただいております、過半数の出席をいただいております。

従いまして、本日の経営安定部会は、中小企業政策審議会令第8条第1項に基づき、成立しております。

なお、本部会の議事内容は、資料とともに公開となりますので、あらかじめご了解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、経営安定部会を開会するにあたりまして、配布させて頂いております資料の確認をさせていただきます。

先ずお手元にあります、議事次第、座席表、委員名簿に続きまして、本日もご審議を頂く資料としまして「小規模企業共済制度の平成25年度付加共済金の支給率について」を配付させて頂いております。

なお、参考資料1としまして「小規模企業共済制度の現状」、参考資料2としまして「中小企業倒産防止共済制度の現状」、参考資料3としまして「中小企業政策審議会ちいさな企業未来部会取りまとめ案のポイント」、参考資料4としまして「中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部」について」を配布させて頂いております。

以上、資料に過不足等がございましたら事務局までお申し出下さい。

それでは、ここからの議事進行につきましては、足立部会長にお願いしたいと存じます。足立部会長、よろしく願いいたします。

○足立経営安定部会長

お早うございます。経営安定部会の部会長の足立でございます。

本部会の円滑な運営に努めてまいりますので、委員の各位のご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは先ず、委員及び臨時委員のご紹介を、事務局よりお願いします。

○大槻経営安定対策室長

それでは、配布しております委員名簿に従いまして、委員及び臨時委員をご紹介します。

改めまして、部会長をお願いしております金城学院大学国際情報学部教授の足立 文彦部会長です。

続きまして、株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長の関 哲夫委員ですが、本日は所用があり、ご欠席されております。

株式会社東京商工リサーチ代表取締役社長の菊池 昭一委員です。

独立行政法人勤労者退職金共済機構監事の鈴木 正男委員です。

税理士法人平川会計パートナーズ税理士の平川 茂委員です。

町田商工会議所会頭の平本 勝哉委員です。

最後に、株式会社ソフィアバンク代表の藤沢 久美委員ですが、本日は、所用がありご欠席されております。

なお、本日の経営安定部会には、小規模企業共済制度と中小企業倒産防止共済制度の運営を担当しております独立行政法人中小企業基盤整備機構より、オブザーバーとして、共済担当の野村 秀貴理事、中本 皓三経営安定推進部長にご出席いただいております。以上でございます。

○足立経営安定部会長

ありがとうございます。それでは、本日の議題に入りたいと思います。

本日の議題は、「小規模企業共済制度の平成25年度付加共済金の支給率について」となっております。

本議題につきましては、資料5ページにありますように、経済産業大臣から中小企業政策審議会 岡村 正会長宛てに、「平成25年度に係る支給率について、意見を求めます。」との諮問がなされ、同日付けで、岡村会長より本経営安定部会長に付託がされているところです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○大槻経営安定対策室長

先ず、「付加共済金の支給率」をご審議いただく前に、小規模企業共済制度の概要について参考資料1を活用し、ご説明いたします。

参考資料1の1ページ目をご覧ください。小規模企業共済制度は、経営基盤が脆弱で経営環境の変化の影響を受けやすい個人事業主や小規模企業の会社の役員が、事業を廃止したり、退職した場合に、将来の生活の安定や事業の再建等を図るために必要な資金を、加入者の相互扶助の精神に基づき、自らの資金を拠出して行われる共済制度、いわゆる小規模企業者のための退職金制度として法制化され、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運用する制度でございます。

加入資格は、小規模企業、製造業等では、従業員数が20人以下、商業又はサービス業では、従業員数が5人以下の個人事業主又は会社役員等が対象となっております。また、前回の法律改正により、共同経営者が加入対象に追加されております。

制度開始は、昭和40年12月、昨年末での在籍者数は、約122万人、事業所数で推計すると全小規模企業者の37%、約4割が加入されていることとなります。平成23年度の共済金等の支給金額は、6,115億円、対前年度比2.2%増、支給件数は、約62千件で2.3%減となっております。このうち、事業の廃止など共済事由による共済金の支給額は、5,719億円で約5万件となっております。

共済金等の平均支給額は、983万円で、1千万円以上の支給件数は、約22千件となっており、これまでの最高支給額は、昨年に支給した5,107万円です。

平成23年度末の資産総額は、7兆8,446億円となっており、月額掛金の上限は7万円で、掛金全額所得控除として課税対象から控除が可能です。共済事由は、事業の廃止、役員の退任、加入者の死亡などがございます。支給される共済金の額「基本共済金額」は、掛金月額及び納付月数に応じて、また、共済事由別に平成16年4月以前は法律で、以降は政令に定められております。現在の予定利率は、1%でございます。

本日、ご審議いただきます「付加共済金」は、平成7年の法改正により導入された制度で、基本共済金額に上乘せして、運用収入に応じて毎年度算定し支給するものです。類似の制度としましては、生命保険の配当金や中小企業退職金共済制度の付加退職金があげられます。

2ページ目になりますが、小規模企業共済の加入・脱退・在籍の状況を人数ベースで、制度開始以降グラフで示したものです。

折れ線が、在籍者数、ピンクの棒線が加入人数、ブルーの棒線が脱退人数を示しております。

在籍者数は、制度開始以降、加入者の要望などを踏まえ、掛金限度額の見直し等を行ったこともあり、順調に増加し、平成6年度には150万人まで増加し、その後、減少傾向が続いておりましたが、ようやく平成21年度に底を打ち、昨年度は、増加に転じております。

予定利率につきましては、景気後退の影響を受け、運用環境が悪化している状況の中で、平成8年4月に、6.6%から4%に、平成12年4月に4%から2.5%に、さらには平成16年4月に現行の1%まで引き下げております。

こうした影響等もあり、平成11年度には、9万人を超える過去最高の脱退人数を記録し、平成13年度には、7万6千人弱という過去最低の加入人数を記録しております。加入人数は、平成13年度をボトムにその後増加傾向に転じ、併せて、脱退人数も減少しつつあります。

直近の数字は、表に示しておりますが、前回の法律改正で加入対象に追加された共同経営者の新規加入もあり、加入人数は順調に増加しております。

3ページ目になりますが、小規模企業共済制度の契約者貸付の状況でございます。小規模企業共済制度は、小規模事業者のための退職金制度ですが、契約者の皆さんのために、一定の資格条件などを満たした契約者に、納付した掛金合計額の範囲内で、事業に必要な資金を迅速に貸し付ける制度も用意しております。

貸付制度には、事業資金又は事業に関連する資金を貸し付ける「一般貸付」、疾病や負傷又は災害により経営の安定に支障が生じた場合の事業資金を貸し付ける「傷病災害時貸付」、その他「創業転業時・新規事業展開等貸付」、「福祉対応貸付」、「緊急経営安定貸付」、「事業承継貸付」の計6種類の貸付制度を用意しております。

貸付には、担保・保証人は不要で、貸付利率は、金利情勢を踏まえ決定されており、現状は、一般貸付は1.5%、その他は0.9%となっております。

東日本大震災関連では、被災された契約者向けに無利子の「特例災害時貸付」などを実施し、特例災害時貸付については、取扱期間を延長しております。平成23年度の契約者貸付の実績ですが、新規貸付件数は、約136千件、金額は4,629億円となっており、対前年同期比では減少しております。

東日本大震災関連の特例災害時貸付につきましては、昨年12月末までの新規貸付件数は、802件、金額では、約43億9千万円です。

4 ページ目となりますが、今回、ご審議をいただく「付加共済金」に関連します小規模企業共済制度の「予定利率と運用利回り、当期損益と欠損金の推移」について、ご説明いたします。

既にご説明しましたが、小規模企業共済制度は、小規模事業者の退職金制度として、将来の生活安定に必要な資金を法制的に保証する形で、昭和40年の制度発足から平成8年まで予定利率6.6%として運営してまいりました。その間、昭和62年度以降運用利回りが予定利率を下回る状況が続き、平成8年に、6.6%から4%に、平成12年に4%から2.5%に、さらに平成16年に2.5%から現行の1%に、計3回にわたる予定利率の引き下げを実施しましたが、平成15年まで運用利回りが予定利率を下回る状況が続き、累積欠損金が拡大し、平成16年度末の欠損金が8,883億円となりました。

その後、予定利率の引き下げと運用環境が良好に推移したこともあり、平成18年度までは順調に欠損金が減少しましたが、平成19年度以降、サブプライム問題、リーマンショックなどの影響を受け、平成20年度末には、過去最高欠損金額となる9,982億円まで拡大することとなりました。

この繰越欠損金の解消につきましては、平成21年6月19日に開催されました経営安定部会において、「共済財政の健全化を図り、加入者の制度に対する不安を払拭することは重要な課題である。このため、本部会においては、今後の繰越欠損金の解消を明確化するため、平成30～35年度を目途に繰越欠損金の解消を図る」と整理、報告され、これを受けて中小企業基盤整備機構において、外部有識者等による検討に基づき「繰越欠損金削減計画」を策定し、資産運用委員会において基本ポートフォリオを作成し、期待収益利率を定め、運用してきております。

現在は、昨年末以降の株式市場の改善、円安の影響などもあり、予定利率を上回る運用利回りを上げており、平成24年度は、約2千億から2千5百億の利益が見込まれており、欠損金額も大幅に減少する見込みです。

小規模企業共済制度の現状につきましては、以上のとおりです。

こうした状況を踏まえ、本日の議題であります「付加共済金の支給率について」の資料を使いご説明させていただきます。

資料の1 ページ目でございますが、繰り返しにはなりますが、平成7年度 of 法律改正において、予定利回りを大幅に引き下げた見返りではありますけれども、これまで掛金の納付月数に応じて固定的に支給する方式から、その

部分に加えまして、固定額の基本共済金に各事業年度末の収支状況に応じて変動をする付加共済金を加えて支給を下さいといった、いわゆる二階建て方式に変更されました。

政令で規定された固定額に、毎年度の運用実績などに応じて変動する付加共済金を足して支給をするといったイメージ図が資料の中段にあります。

この付加共済金は、小規模企業共済法第9条第5項に定められており、算定方式につきましては、同法施行規則第10条の2に基づき、年度ごとに決定し、脱退時に支給をする方式となっております。

また、「支給率」につきましては、当該年度の前年度末までに、運用収入の見込額等を勘案して、経済産業大臣が中小企業政策審議会の意見を聴いて定めることとなっております。

1 ページ飛んで、3 ページ目をご覧ください。

平成25年度「付加共済金の支給率」の算定根拠といたしまして、算定方法を添付しております。算定方式につきましては、同法施行規則で定められており、支給率の基準となる率でございますが、分子は付加共済金の原資、分母は仮定共済金等の発生見込総額となっております。

①付加共済金に充てるべき額ですが、イ当該年度の運用収益・掛金等収入、ロ当該年度の共済金等の支払に充てる額、ハ当該年度において、次年度以降の共済金等の支払に充てるため前年度末の責任準備金に積み増す額、ニ前年度の剰余金、このイからロとハを足したものを控除し、ニを加えたものが分子となりますが、ニが欠損金の場合はマイナスとなります。

続きまして、②の仮定共済金等の発生見込総額ですが、本制度を契約していただいている皆様が、将来、共済事由等が発生した場合に、どのくらいの共済金を支払わねばならないかを推計したものでございます。これを分母としまして、支給率を決定するというものでございます。

4 ページ目に、来年度の支給率を算定するとしたときに、具体的な数字がそれぞれどうなるかを推計したものがこちらになります。

まず、平成25年度の運用収益・掛金等収入は、6,453億円、平成25年度の共済金等の支払に充てる額は、6,923億円、平成25年度末以降の共済金等の支払に充てるため、平成24年度末の責任準備金に積み増す額は、在籍者数が若干ではありますが微減ということから、取り崩す形になりまして、マイナス697億円となります。

一方で、先程、大幅に欠損金額は減少しますと申し上げましたが、この段

階での平成24年度末の見込みは、5,455億円の欠損金が残っているということでございます。もう少し欠損金が解消されて、5,000億円程度になるかもしれませんが、この推計の段階では、5,455億円の欠損金ということでございます。

それを足し算、引き算させていただきますと、マイナス5,228億円となりまして、分子である平成25年度の付加共済金原資の額は、ゼロということになります。

続きまして、仮定共済金等の発生見込総額ですが、25年度をベースに見込みますと7兆3,627億円となります。

これを分母としまして割り算をしますと、分子がゼロであるため、平成25年度の支給率の基準となる率は「ゼロ」となってしまうといったわけでございます。

この付加共済金につきましては、2ページ目に戻ってしまいますが、繰越欠損金が解消されないことから、平成8年度の創設以来、これまで支給の実績はございません。

長くなりましたが、以上、事務局からの説明とさせていただきます。

○足立経営安定部会長

ただいまの事務局からの説明につきましてご意見、ご質問があればお願いします。よろしいでしょうか。それでは本議題について、ご異論がないようでしたら、平成25年度の付加共済金の支給率については、「0」とすることが適当であるということで、当部会の議決としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

～ 委員一同、異議なしの声 ～

それでは、中小企業政策審議会運営規程第10条の規定に基づき、本部会の議決を、中小企業政策審議会会長の同意を得た上で、中小企業政策審議会の議決とし、経済産業大臣への答申とさせていただきたいと存じます。

次に、参考資料について、事務局から続けて説明を受けたいと思っております。

○大槻経営安定対策室長

「付加共済金の支給率」について議決頂き、誠に有り難うございます。

引き続き、参考資料についてご説明させていただきます。

まずは、小規模企業共済制度をめぐる最近の動きについて、ご説明させていただきます。

参考資料3として添付しております「中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会取りまとめ案のポイント」をご覧くださいませでしょうか。

これは、昨年7月に経済産業大臣から中小企業政策審議会に対し、昨年2月から6月にかけて開催し、取りまとめられました「ちいさな企業未来会議」の提言を踏まえ、「小さな企業に焦点を当てた総合的な中小企業政策のあり方について意見を求める」旨の諮問が行われております。

この諮問を受け発足しました中小企業政策審議会未来部会において、これまで5度にわたり議論が重ねられ、先月末の未来部会で報告され、この17日日曜日までパブリックコメントを募集しておりました。今後、寄せられた意見等を踏まえ、修正の上、大臣に答申される予定です。

取りまとめ案のポイントの概略ですが、地域経済の安定、我が国の経済社会の発展に寄与する小規模企業に関する基本理念、施策の方針の明確化など、中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化を柱に、経営支援体制、人材、販路開拓・取引関係、技術、資金調達・事業再生、さらには女性や若者に焦点を当てた、女性や若者による起業・創業の抜本的推進、女性の働きやすい環境整備、地域商店街のコミュニティ機能の強化など、幅広い施策や分野について議論し、取りまとめられております。その中に、小規模企業の意義、事業活動の活性化を図る旨を、中小企業基本法の基本理念、施策の方針に明確化する観点も踏まえ、小規模企業の定義についても一層の精緻化、強化を図るべきとされております。

参考資料1の5ページ目に報告書の抜粋も掲載しておりますが、小規模企業者の定義の精緻化・強化については、中小企業者の定義と同様に、小規模企業者を支援対象とする個別法において政令委任規定を設け、小規模企業の業種ごとのきめ細かなニーズに柔軟に対応して従業員区分を拡大できる、弾力的な仕組みとすることが適切であるとされております。

今後、中小企業基本法の改正により手当てされ、小規模企業共済法においても同様の改正がなされる予定です。

現状で定義の拡大が想定されているのは、参考資料3「中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会取りまとめ案のポイント」に記載されております「宿泊業」と「娯楽業」です。

下段は前回の法改正で加入対象に追加されました「共同経営者」の新規加入の状況です。法改正後の加入割合は、新規加入者の20%程度を占めております。

続きまして、中小企業倒産防止共済の現状をご説明いたします。

参考資料2の1ページ目をご覧ください。

中小企業倒産防止共済制度は、中小企業が意図しない取引先の倒産の影響を受け倒産するような事態を防止すること、いわゆる連鎖倒産防止のための共済制度として法制化され、昭和53年4月より制度が開始されております。加入資格は中小企業者であり、平成23年度末の在籍者数は31万4千社となっております。

平成23年度の新規貸付額が167億円、平均貸付額は767万円、貸付最高額は3,530万円で、平成23年度末の貸付残高は、1,089億円、掛金総額は5,373億円となっております。

前回の法改正で、掛金月額の上限が20万円に、また、掛金限度額を800万円、貸付限度額を8,000万円とそれぞれ引き上げられました。

実際の貸付額は、「回収困難となった売掛債権の額」と「納付した掛金総額の10倍」のいずれか少ない額の範囲内となり、貸付条件は、無担保、無保証人、無利子、ただし、貸付額の10分の1を掛金から控除されることとなります。また、いわゆる金融審査は行わず、即時貸付が前提となっております。

貸付期間は、5年から7年で、貸付額に応じて設定されており、共済事由としては、取引先の倒産となります。

倒産の定義ですが、破産手続き、再生手続き、更生手続き開始や特別清算開始の申立てなど、いわゆる法的倒産と、金融慣行上倒産の扱いとなっております手形取引に係る銀行取引停止処分です。

また、前回の法改正により追加されました弁護士、司法書士が介在する私的整理、東日本大震災関連ですが、災害による不渡りなどがあります。

中小企業倒産防止共済制度には、早期償還手当制度がございます。これは、貸付を受けた共済金を繰上償還した場合に支給される手当金です。

平成23年度の支給実績は、支給契約者数48社で、支給総額は、約4百70万円、最高支給額は、約627千円となっております。

2ページ目の、加入、在籍状況ですが、制度発足以降の状況をグラフ化しております。

折れ線が在籍件数、棒グラフが加入件数を示しております。

加入状況ですが、昭和61年度の7万6千58件をピークに、減少傾向が続いておりましたが、平成17年度を底に増加傾向となっております。

特に、表に数字で示しておりますが、平成24年度の4月から12月の加入件数は、3万252件、前年同期比で22.8%増と高い伸び率とな

っております。

在籍件数もそれに伴い増加し、昨年末では33万299件と、前年同期比で6.2%増となっております。在籍件数のピークは、平成7年度の47万2千937件でございました。

前回の改正で、本制度のセーフティネットとしての機能が大幅に拡充、強化されたこと、また、今月末で期限が到来します中小企業金融円滑化法の終了に伴い、もしもの時の資金調達手段としてのニーズや、本制度の重要性の高まりもあり、今後も加入者の増加が見込まれます。

一方、3ページ目の、共済金の貸付等の状況ですが、企業倒産件数と新規貸付額の推移には、ほぼ同様の動きが見られ、近年では、平成20年度をピークに倒産件数、新規貸付額とも減少傾向にございます。

新規貸付額のピークは、平成10年度の1,262億円で、昨年度は、167億円でピーク時の約8分の1となっております。貸付残高のピークも平成10年度末の3,735億円で、昨年末では、約4分の1の1,009億円でとなっております。

引き続きまして、4ページ目となりますが、倒産防止共済にも契約者の方が、臨時に事業資金が必要なときに、一時貸付が受けられる制度を用意しております。

一時貸付の概要ですが、貸付額は、30万円以上で、機構解約の場合に支給される解約手当金の95%の範囲内の額となります。

利子は、年0.9%、無担保、無保証人、償還期間は1年で、期限一括償還となっております。

貸付実績は、平成18年度以降、新規貸付件数、貸付額とも増加傾向にありましたが、平成23年度は減少しております。

平成22年度が新規貸付件数、金額ともピークで、新規貸付件数1万2千413件、貸付額は235億円となっております。

平成23年度は、減少しておりますが、微減で、平成24年度も前年同期比で増加しております。貸付額は、平均2百万円弱で、今後とも、契約者の一時貸付に対するニーズは、高いものがあると思われま

す。続きまして、中小企業・小規模事業者の経営改善に関する支援体制の強化を図るとともに、年度末及び年度明け以降の資金繰り支援を万全なものとしていくため、経済産業大臣を本部長とする中小企業・小規模事業者経営改善

支援対策本部が新たに設置され、経営改善支援対策を決定しました。今月6日に開催いたしました対策本部の概要を参考資料4に添付させていただいております。こちらにつきましては、対策本部の幹事長でもあります鍛冶事業環境部長からご説明させていただきます。

○鍛冶事業環境部長

委員の皆様におかれましては、本日、急なご案内にもかかわらずご参集いただき、付加共済金のご審議を賜りまして誠に感謝申し上げます。

それでは参考資料4についてご説明いたします。

こちらは、中小企業・小規模事業者の皆様の中に、中小企業金融円滑化法の期限到来を機にご不安が高まっているということ踏まえ、経済産業大臣の指示の下に、3月6日、当省に中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部を設置させていただきました。

ポイントといたしましては、資料の3枚目に、中小企業・小規模事業者に対する事業再生・経営改善支援のイメージといった色刷りのものがございます。私どもが認識しておりますのは、中小企業金融円滑化法をご利用いただきました、中小企業者の30万社から40万社の中で、事業再生をしっかりとやっていく必要があると思われる方は5万社から6万社程度おられるであろうと考えております。

それぞれの会社の規模や特性に応じまして、先般、法律が通りました地域経済活性化支援機構を活用されるケース、あるいは、全国都道府県の再生支援協議会を活用されるケース、また、全国に5000程度設置されている認定支援機関を活用されるケースなど様々あるわけですが、それに対応した補正予算並びにニューマネーということで、資料下段に記載させていただきましたが、10兆円超のセーフティネット貸付や借換保証等を作らせていただきました。

最後のページをご覧くださいいただければと存じますが、3月6日の対策本部では中小機構を含む当省の関係機関、およそ全国の600箇所弱で「経営改善・資金繰り相談窓口」を設置していくという本部決定をさせていただきました。

また、施策の周知徹底、これは当省に限らず、内閣をあげて取り組んでいくということになりますが、その一翼として、私ども中小企業庁もしっかりやっていくということなども決めさせていただきました。

併せまして、経済産業副大臣、経済産業大臣政務官が各地域を分担しまし

て、週末を使いながら各地域の重要な声を聞かせていただく取組みも行っており、早速、平（たいら）経済産業大臣政務官が沖縄へ、佐藤経済産業大臣政務官が岐阜へ行かれたりと、地域行脚を始めているところでございます。

以上、簡単ではございますが、私のご説明とさせていただきます。

○足立経営安定部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見やご質問があれば願います。皆さん、よろしいですか。

それでは私から二点ご質問をさせていただきます。

参考資料3でご説明いただきました、ちいさな企業未来部会の取りまとめ案につきましては非常に良く考えられていると思います。これは他省庁に関わるので非常に難しいと思いますが、外国人労働者の就労についてはどのようにお考えなのでしょうか。小事業所、例えば、飲食店などではビザが下りやすいなど体験的に知っていることがあると思いますが、中小事業所などでも必要になってくるのではないかというのが一点目です。

もう一点は、小規模企業共済制度における共同経営者の加入が認められたことによって、当然、この制度改正について以前から要望されていた方々にしてみれば、すぐに新規加入されると思います。また、周知徹底することで加入者が増えて来て、ある種の天井と申しますか、必ずしも全ての小規模事業者数を見込んでいるとは思いませんが、法改正における共同経営者の加入者数のポテンシャル、およそ何件程度の見通しを考えておられるか教えていただけますでしょうか。

以上、二点、よろしくお願い致します。

○鍛冶事業環境部長

それでは最初のご質問につきましては、私の方から回答をさせていただきます。資料としては、参考資料3の【4】販路開拓・取引関係の「必要な人材の確保」で記載をさせていただいております。こちらは部会長のご質問の直接のお答えではないかもしれませんが、中小企業の方々は、グローバルな人材が不足しておりまして、アジアに展開する際の、例えば現地のマネジメントもそうですし、逆にアジアから優秀な若い人材が日本に来ていただいて、日本の中でトレーニングをしてもらうことは前述の記載部分でも考えております。

その一方で、【7】女性による起業・創業、若者による起業・創業の抜本

的推進の部分で記載しましたけれども、若年労働者の方々の中小企業への就職がやや敬遠しがちであること、また、女性の方々のM字カーブ問題というものが残っておりまして、日本の中で活かせる力がまだまだ残っていると考え、そちらも一生懸命やっていくというような整理でございます。

○大槻経営安定対策室長

もう一点の周知徹底の件について、回答をさせていただきます。共同経営者について現時点では主に配偶者が多いと考えられますが、状況から鑑みますと順調に伸びてきているといえるのではないかと思います。配偶者についてはある程度一巡してしまうのではないかと考えられますので、その後の加入促進方法については、共済制度の運営を行っている中小機構と調整を図りながら進めていきたいと思っております。

○足立経営安定部会長

ありがとうございました。皆さん、他にご質問などございますか。

よろしいでしょうか。

以上で、本日予定しておりました議題は終了致しました。

最後に、事務局より、今後のスケジュールについて説明をお願いします。

○大槻経営安定対策室長

それでは、今後のスケジュールにつきましてご説明いたします。

先程、足立部会長よりご説明のありましたとおり、本日の経営安定部会の審議結果が経済産業大臣に答申された後、すみやかに、官報告示をさせて頂く予定です。現在、3月28日を予定しております。

本日は、長時間に渡り貴重な御意見をいただき、また、部会の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、終了させていただきます。

— 閉 会 —